

すし店のための

インボイス制度  
電子帳簿保存法

対応マニュアル

執筆者 税理士法人 林総合事務所 税理士 根津信之

全国すし商生活衛生同業組合連合会

## もくじ

— インボイス制度 —	2
1. インボイス制度ってなに？	2
2. インボイス制度が始まってなにが変わったの？	3
3. インボイスを発行しなかったらどうなるの？	4
4. インボイスはだれでも発行できるの？	6
5. インボイスの登録手続きについて教えて	8
6. インボイスは手書きでも良いの？	9
7. インボイス登録はした方が良い？	10
8. 消費税の免税事業者について教えて	11
9. インボイス登録をやめる場合にはどうすればよいの？	13
10. お客様の消費税の負担増加について教えて	15
11. 10,000円未満の場合にはインボイスを発行しなくて良い？	16
12. 消費税の計算の仕組みを詳しく教えて	17
13. 簡易課税と2割特例について教えて	19
14. インボイスの登録番号について教えて	21
15. インボイスの登録番号はどこで確認できるの？	21
16. インボイスにはすべての項目を記載しなければいけないの？	23
17. インボイスの発行時の注意点を教えて	24
18. インボイスが無くてもよい取引は？	25
19. 消費税がかからない取引は？	26
— 電子帳簿保存法 —	27
1. 電子帳簿保存法ってなに？	27
2. 領収書や帳簿等の保存義務について	27
3. 電子帳簿保存法は、なぜ話題になっているの？	28
4. 電子データはどのように保存すればよいの？	29
5. 電子取引データは保存だけすればよいの？	30
6. 改ざん防止要件ってなんですか？	30
7. 検索機能の確保ってなんですか？	33
8. 具体的な対応方法を教えて	34
9. 電子帳簿保存法に対応できない場合には？	36

## — インボイス制度 —



インボイス制度の説明から始めさせていただきます。  
インボイスは消費税に関する制度で、消費税の知識がないとわかりにくい制度になっています。そのため、インボイス制度とともに消費税の説明も交えて解説をしていきます。

### 1. インボイス制度ってなに？



インボイス制度とか、インボイスとか、聞きなれない言葉で良く分からないけど、  
インボイスってなんのことなの？



「インボイス制度は消費税に関する制度です」

インボイス制度とは、令和5年10月1日から始まった新しい消費税に関する制度です。

インボイスという言葉と消費税が直接結びつきませんが、インボイス制度は消費税に係る制度になります。

インボイスとは、消費税計算における控除（「**仕入税額控除**」といいます）をするために必要な「**要件を満たした領収書等**」のことを言い、領収書等とは、領収書、請求書、納品書などが含まれます。

<b>請求書</b>	
登録番号:T12345678	



<b>領収書</b>	
登録番号 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
T12345678910123	
商品名	金額
■■■■■	■■■■■
-----	
8%	■■■■■ 円
10%	■■■■■ 円
合計■■■■■ 円	

### **ポイント!** 【インボイス制度とインボイス】

- ① インボイス制度とは、インボイスを要件とした消費税の制度
- ② インボイスとは、要件を満たした請求書等のことをいう。

## 2. インボイス制度が始まってなにが変わったの？



令和5年10月1日からインボイス制度が導入されたことは分かったけど、インボイス制度が導入されて、何が変わったの？



### 「インボイス制度による二つの大きな変更」

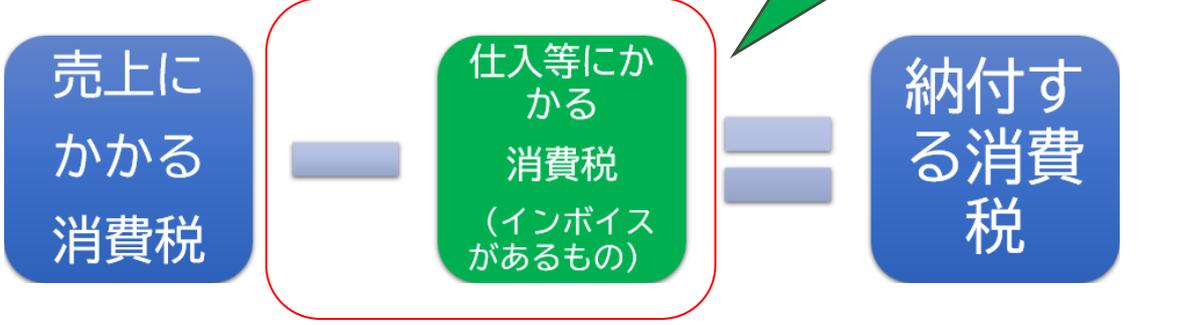
大きく分けて、変更点は2つです。

変更点の1つ目は、

**消費税の本則課税（17 ページ参照）の計算の仕組みが変わりました。**

**本則課税の事業者は、売上にかかる消費税から仕入や経費にかかる消費税を控除（仕入税額控除）して消費税を納付しています。この仕入や経費にかかる仕入税額控除を行うのに、インボイスが必要になりました。**

インボイス制度導入後の  
消費税の原則的な計算方法【本則課税】のイメージ



変更点の2つ目は、領収書等について記載しなければならない項目が厳密に定められ、インボイスでは6つの項目の記載が必要になりました。

6つの項目は以下のとおりです。

### 【インボイスの記載例】

- 【インボイスに記載が必要な⑥項目】**
- ① インボイス発行事業者の氏名又は**名称及び登録番号**
  - ② **取引年月日**
  - ③ **取引内容**(軽減税率の対象品目である旨)
  - ④ **税率ごとに区分して合計した対価の額**(税抜又は税込)及び**適用税率**
  - ⑤ **消費税額等**(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
  - ⑥ **書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称**

請求書 △△商事(株)  
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\* 軽減税率対象



インボイスは記載しなければいけない項目がとても多いね

出典 国税庁パンフレット  
適格請求書等保存方式の概要  
-インボイス制度の理解のために-

### ポイント!

#### 【インボイス制度における変更点】

- 消費税を国に納付する際の**計算方法が変更**
- 請求書・領収書等の**記載項目が厳格になった**

### 3. インボイスを発行しなかったらどうなるの？



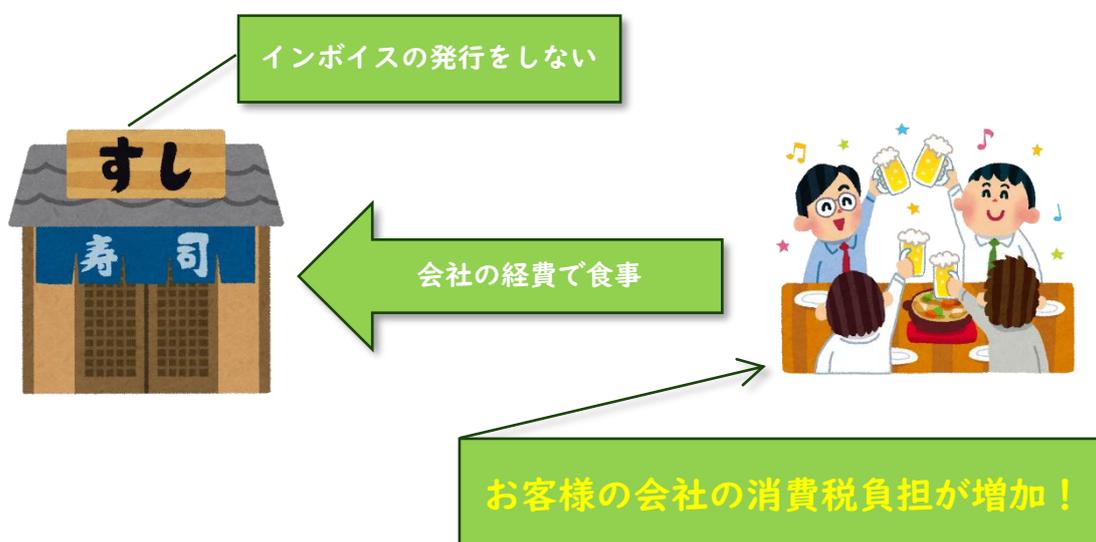
インボイスに記載する項目はわかったけど、前から使っていた紙の領収書も余っているので、記載できない項目は記載しなくても良いですか？  
6つの項目全部を記載してインボイスは発行しなくちゃいけないの？



「インボイスを発行しない場合にはお客様の納付する消費税が増加する可能性があります」

基本的には、6つすべての項目を記載しないとインボイスとは認められません。インボイスをきちんと発行しない場合に影響を受けるのは「売上先」つまり、来店したお客様です。**インボイスの要件を満たさない場合には、仕入税額控除ができないため、お客様の消費税の負担が増える可能性がある制度になっています。**

同じく、自社の消費税計算が本則課税の場合には、消費税を申告・納付する際にも仕入先等からインボイスをもらわないと、仕入税額控除ができないため、消費税の負担が増える可能性があります。



インボイスを正しく発行しないと自分の消費税の負担が増えるのではなく、お客様の消費税の負担が増えるのですか？ それは困りますね。

インボイスが必要なお客様には正しいインボイスを発行した方が良さそうですね。また、自分もインボイスを仕入先等からもらう必要があるのですね。

### **ポイント!**

#### 【インボイスを発行しない場合】

- お客様の消費税負担が増える可能性がある
- 自分もインボイスをもらわないと消費税の負担が増える可能性がある

#### 4. インボイスはだれでも発行できるの？



お客様にとって、インボイスが重要なことは分かりました。  
インボイスの発行は、6つの記載をすれば  
だれでも発行できるのですか？



「インボイスは税務署に登録しないと発行できません。」  
インボイスを発行するには、**税務署にインボイス発行事業者**（正式名称  
「適格請求書発行事業者」といいます）**として登録**をしないといけません。  
インボイス登録は税務署に申請書を提出、審査された後、登録されます。

#### 【インボイスの登録から発行までの流れ】



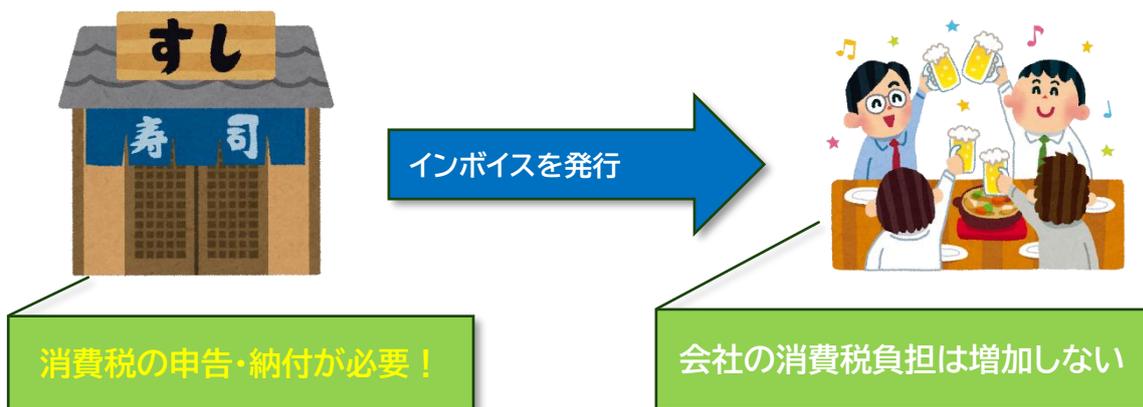
インボイス登録をした場合には、今まで消費税を支払っていなかった個人や法人（「**免税事業者**」といいます）であっても、インボイス登録をした場合には、**消費税を国に申告・納付する必要**がでてきますから注意が必要です。

ちなみに、インボイスの登録はいつでもできますが、インボイス登録をやめる場合には直ぐにやめることはできません。

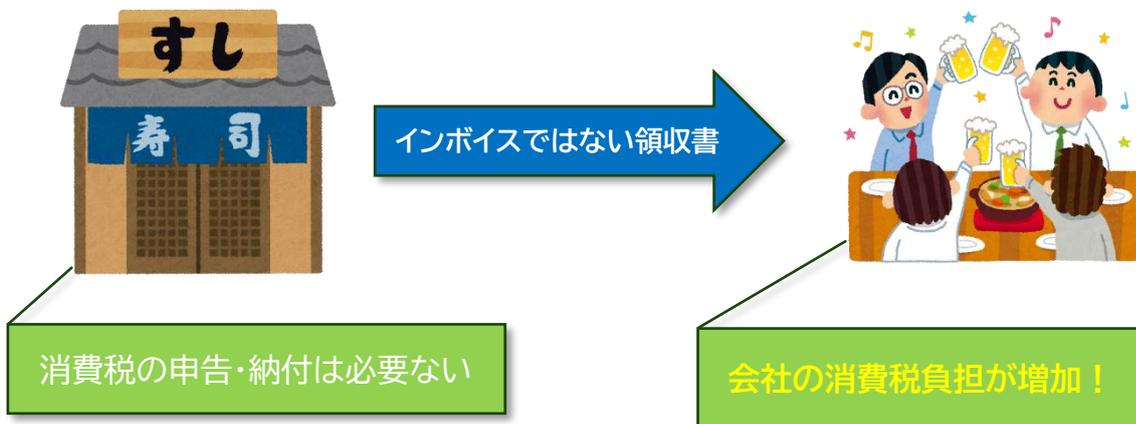


インボイスを発行するには、消費税の申告と納付が必要なのです。  
そうすると、インボイス登録し自分が消費税を支払うか、インボイス登録をせずお客様の消費税が増加するかのどちらかになるのです。

### 【免税事業者がインボイス登録をした場合】



### 【免税事業者がインボイス登録をしない場合】



### ポイント！

#### 【インボイスの発行】

- インボイスを発行するには、税務署に登録をする必要がある。
- インボイス登録と消費税の負担
- ① インボイス登録した場合 ⇒ 消費税の申告・納付が必要
- ② インボイス登録をしない場合 ⇒ お客様の消費税が増える

## 5. インボイスの登録手続きについて教えて



インボイス登録の手続きについて教えてください。  
インボイス登録をする場合には、すぐ登録できるのですか？



「インボイス登録の手続きは、**「登録申請書」**を税務署に提出することになります。」**「書面」「e-Tax」**どちらでも可能です。

書面で提出する場合には、国税庁のウェブサイトにある白紙の申請書に手書きをするか、Excel様式をダウンロードし入力し印刷して提出する方法があります。Excel様式には下記のように記載の方法があり、おすすめで  
す。登録には1か月(e-Tax)又は1か月半(書面)ぐらいかかります。

入力方法  
 で網掛け部分の入力（又は①の選択）をしてください（ で網掛けされた部分は入力不要です）

第1-01 申請書

国内事業者用

### 適格請求書発行事業者の登録申請書

収受用

【フリガナ】

（個人事業者の場合）  
住所又は居所  
※ 法人の場合のみ公表されます

（法人の場合）  
本店又は主たる事務所の所在地  
（電話番号）

【フリガナ】

（〒）

納税地  
※ 事業所が異なる場合は記入してください  
（電話番号）

【フリガナ】

（個人事業者の場合）  
氏名  
（法人の場合）  
名称

【フリガナ】

（法人の場合）  
代表者氏名

法人番号

税務署長殿

この申請書に記載した氏名事項（※印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。  
 （個人事業者の場合）氏名  
 （法人の場合）名称、本店又は主たる事務所の所在地（人除のない社団等は名称のみ）  
 なお、上記事項のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。  
 また、常用請求書を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

この申請書を提出する時点において、**該当する事業者の区分に応じ、①を選択してください。**

課税事業者 → 次葉のBへ(クリックすると移動) 継続して事業を行っている事業者の方は、事業者区分に応じ「課税事業者」「免税事業者」のいずれかの①を選択

免税事業者 → 次葉のAへ(クリックすると移動)

新規開業等した事業者 今年(期)新規開業等した事業者が①を選択

事業を開始した課税期間の初日から登録を受けようとする事業者  
 右の特性を前記し次葉のBへ(クリックすると移動) 課税期間の初日 令和 年 月 日

事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない課税事業者 → 次葉のBへ(クリックすると移動)

事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない免税事業者 → 次葉のAへ(クリックすると移動)

税理士署名

税務署長殿

登録番号

申請年月日 年 月 日

入力処理 年 月 日

身元確認  済  未済

登録番号 T

注 1 記載事項に留意の上、記載してください。  
 2 税務署長殿宛は、記載しないでください。  
 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書（表裏）」を併せて提出してください。

この申請書は令和五年十月一日から令和十二年九月十九日までの期間に限り有効です。

**事業者区分**  
 2年前又は2事業年度前の課税売上高が  
 ・1千万円超 → **課税事業者**  
 ・1千万円以下 → **免税事業者**

**新規開業等した事業者の区分**  
 「事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない課税事業者」は、資本金が1千万円以上の法人や消費税課税事業者選択届出書を提出している場合などが該当

※国税庁ウェブサイトより転載

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/invoice\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/invoice_01.htm)

## 6. インボイスは手書きでも良いの？



領収書をいままで手書きで発行していたのですが、  
インボイスの場合も、手書きで発行しても良いですか？



「手書きでも大丈夫ですが、間違えないようにしないといけません」

インボイスは基本的に**修正ができない**ので、6つの項目をみれなく、かつ、間違えないように記載しないといけません。

事前に項目が記載されているものを使うか、ゴム印を使うなどミスが起きないようにしましょう。

領収書	
登録番号	\\ /
T12345678910123	
商品名	金額
■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■
-----	
8%	■ ■ ■ ■ 円
10%	■ ■ ■ ■ 円
合計 ■ ■ ■ ■ 円	

ゴム印などを使って間違いがないように！

### ポイント!

【手書きでもインボイスの発行はできる】

○6つの項目をみれなく記載

○修正ができないので間違いがないように

## 7. インボイス登録はした方が良い？



インボイスの必要性は分かったけど、インボイス登録をすると今まで消費税を支払っていなくても消費税の申告と納付をしなければならないのですよね。

インボイス登録はした方が良いのかな？



「インボイス登録をした場合の税負担とインボイス登録しない場合の売上減少リスクを検討する必要があります。」

インボイス登録は「登録する」「登録しない」の選択ができます。

インボイス登録をしない場合、お客様の消費税負担が増加する可能性があります。来店客が減少する可能性もあります。

一方で、免税事業者の場合はインボイス登録をすると消費税の申告や税負担も増加する為、慎重に判断をするべきです。下記の判断基準を参考にしてください。

### 【インボイス登録の判断基準】

- |                                 |
|---------------------------------|
| ① 自社が消費税の申告・納付をしているかどうか         |
| ② 自社のお客様について「事業者」が多いか、「消費者」が多いか |
| ③ 今後、売上増加を目指すかどうか               |

#### ① 「自社が消費税の申告・納付をしているかどうか」

既に自社が消費税申告・納付（課税事業者）をしている場合には、インボイス制度に登録する場合のデメリットはないので、インボイス登録をしましょう。

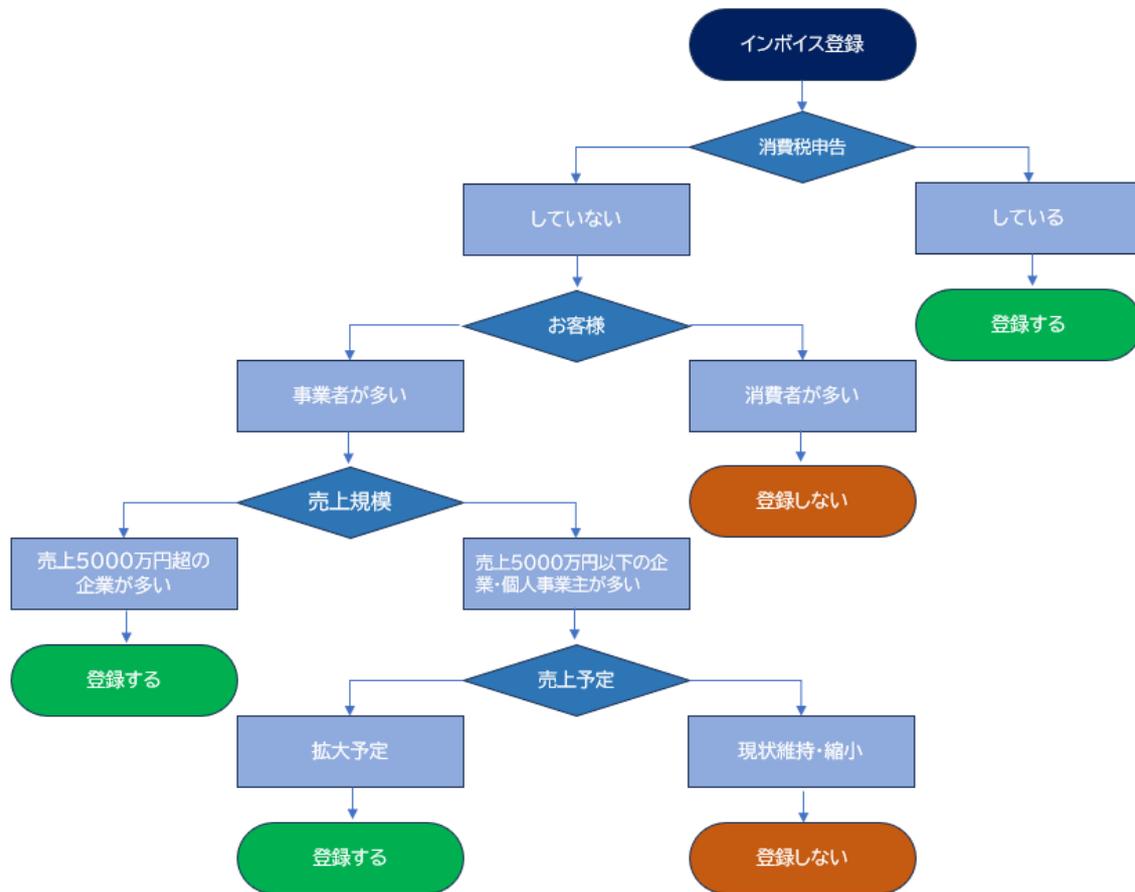
#### ② 「自社のお客様について「事業者」が多いか、「消費者」が多いか」

お客様に消費者が多い場合はインボイスの発行も必要ありません。そのためお客様がほとんど消費者であればインボイス登録の必要はありません。一方で、お客様が事業者で規模の大きい企業が多い場合には、仕入税額控除にインボイスが必要なため、インボイス登録の必要性が高くなります。

#### ③ 「今後、売上増加を目指すかどうか」

インボイス登録をしない場合、新規のお客様が増えにくくなるので、売上の増加を考えている場合にはインボイス登録をしておいた方が良いと思います。

## 【インボイス登録のフローチャート】



※絶対的な基準ではなく、目安になります。

 **ポイント!** 【免税事業者のインボイス登録の選択】

- ① 課税事業者となりインボイスを発行⇒消費税の負担が増える
- ② 免税事業者のままインボイスを発行しない。⇒売上の減少リスクあり

## 8. 消費税の免税事業者について教えて



いままで消費税の申告をしたことがありません。  
どのような場合に消費税の申告・納付が必要か、教えてもらえますか？



「前々年（前々事業年度）の課税売上（消費税が課される売上）が  
1000万円以下の場合には消費税の申告・納付の必要がありません」

これを「**免税事業者**」といいます。ただし、この免税事業者の制度はインボイス登録をした場合には適用されません。つまり、**前々年の売上が1000万円を超えるか、インボイス登録をした場合に消費税の申告・納付が必要になります。**（※これ以外の場合にも申告が必要な場合があります）

### 【インボイス登録をしない場合の例】

	2021年	2022年	2023年	2024年
売上金額	1200万円	900万円	900万円	1200万円
消費税の申告有無			課税事業者 (申告・納付あり)	免税事業者 (申告・納付なし)
申告有無の理由			2021年の売上が1000万円超のため	2022年の売上が1000万円以下のため

### 【2024年からインボイス登録をした場合の例】

	2021年	2022年	2023年	2024年
売上金額	1200万円	900万円	900万円	1200万円
消費税の申告有無			課税事業者 (申告・納付あり)	課税事業者 (申告・納付あり)
申告要否の理由			2021年の売上が1000万円超のため	インボイス登録のため（前々年の売上関係なし）



#### ポイント!

#### 【消費税の免税事業者】

- 前々年(前々事業年度)の課税売上が1000万円以下の場合に消費税の申告・納付が免除される制度のこと
- インボイス登録をすると免税事業者にはなれず、消費税の申告・納付が必要

## 9. インボイス登録をやめる場合にはどうすればよいの？



インボイスを発行するにはインボイス登録が必要になることはわかりました。インボイス登録をした後、様子を見てインボイス登録をやめることもできますか？



「インボイス登録は、基本的には1年（法人の場合は事業年度、個人の場合には1月～12月）ごとの登録になり、やめる場合には、事前に届け出が必要になります。」

届け出は、やめようとする期間の開始の日（法人は事業年度開始日・個人の場合には1/1）の前日15日前までに税務署に、届出書を提出する必要があります。

### 【個人事業主が2026年からインボイス登録をやめる場合】



2025年12月17日までに  
取り消しの届出書を提出



ただし、インボイス登録をやめたからといって、すぐに免税事業者になるわけではありません。消費税の納税は2年間連続で行うという原則があり、また、登録日によって取り扱いが異なります。

### 【前々年（前々事業年度）の課税売上が1000万円以下の場合】

- ① インボイス登録日が令和5年10月1日を含む期間の場合  
インボイス登録をやめると消費税の申告・納付もなし（2年間の規定適用なし）
- ② インボイス登録日が令和5年10月1日含まない期間の場合  
インボイス登録をした日から2年間は消費税の申告・納税義務がある

## 【インボイス登録をやめる場合の届出書】

第3号様式

### 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書

(受印)

令和 年 月 日	届 納 税 地	(フリガナ)				
		(〒 - )				
		(電話番号 - - )				
税務署長殿	出 者	(フリガナ)				
		氏 名 又 は 代 表 者 氏 名				
		法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。			
		登 録 番 号 T				

下記のとおり、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求めますので、消費税法第57条の2第10項第1号の規定により届出します。

	令和 年 月 日
登録の効力を失う日	※ 登録の効力を失う日は、届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日となります。 ただし、この届出書を翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合には、翌々課税期間の初日に効力を失うこととなります。 登録の効力を失った旨及びその年月日は、国税庁ホームページで公表されます。
適格請求書発行事業者の登録を受けた日	令和 年 月 日
参 考 事 項	
税 理 士 署 名	(電話番号 - - )

※ 税務署 処理欄	整 理 番 号		部 門 番 号		通 信 日 付 印		確 認	
	届 出 年 月 日	年 月 日	入 力 処 理	年 月 日	番 号 確 認			

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。  
2 税務署処理欄は、記載しないでください。

※国税庁ウェブサイトより転載

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/invoice\\_07.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/invoice_07.htm)

**ポイント!** 【インボイスのとりやめ】

- インボイス登録をやめるには事前に届出が必要
- インボイス登録をやめてもすぐに免税事業者には戻れないケースもある

## 10. お客様の消費税の負担増加について教えて



インボイスを発行しない場合には、すべてのお客さまの消費税の負担が増加するの？

また、増加する場合には、どれくらい負担が増加するの？



「インボイスを発行しない場合、お客様の消費税の負担が増加するのは、お客様が事業者（本則課税）の場合だけです。」

インボイスを発行しない場合でも、事業者（本則課税）以外のお客様の消費税は増加しません。

下記のとおり、お客様が消費者、事業者（簡易課税）、事業者（2割特例）、免税事業者の場合にも消費税の負担に影響がありません。

本則課税、簡易課税、2割特例とは消費税の計算方法のことをいい、後ほど説明をします。

お客様	インボイスを発行しない場合の消費税負担	影響額 (控除できない金額)
消費者	影響なし	ゼロ
<b>本則課税事業者</b>	<b>影響あり</b>	<b>消費税額の20%~100%</b>
事業者（簡易課税）	影響なし	ゼロ
事業者（2割特例）	影響なし	ゼロ
免税事業者	影響なし	ゼロ



インボイス制度には「経過措置」という時間的猶予があり、領収書等がインボイスでない場合でも一部仕入税額控除ができます。

この経過措置により、令和5年10月1日から令和8年9月30日までは支払った消費税のうち80%、令和8年10月1日~令和11年9月30日までは支払った消費税のうち50%の仕入税額控除ができることとなっています。

なっています。

令和11年10月1日以降は経過措置がなくなり、インボイスでない場合には、消費税を支払ったとしても、仕入税額控除がゼロになります。

そのため、時間の経過とともに、免税事業者の場合には売上減少のリスクが高くなります。

## 【インボイスを発行しない場合のお客様の消費税負担の増加額】

期間	インボイスでない場合の仕入税額控除の割合	増加消費税 (例) 110,000 円	売上 減少リスク
令和5年9月まで (参考)	100%	ゼロ	なし
令和5年10月～ 令和8年9月	80%	2,000 円	少ない
令和8年10月～ 令和11年9月	50%	5,000 円	中程度
令和11年 10月以降	0%	10,000 円	高い



令和11年の10月からは、  
影響が大きくなるね！

### **ポイント!** 【インボイスを発行しない場合による負担増加】

- 影響があるのは、お客様が本則課税を採用している場合のみ
- 経過措置があるので当初は影響が少ない
- 経過措置が無くなる令和11年以降は影響が大きい

## 11. 10,000 円未満の場合にはインボイスを発行しなくて良い？



領収書等の金額が 10,000 円未満の場合には、インボイスを発行しなくて良いと聞きました。

インボイスの発行は 10,000 円以上の場合だけで良いですか？



「10,000円未満（消費税込）の場合に、インボイスが無くとも仕入税額控除を認める「**少額特例**」という制度があります。」

ただし、この制度を使えるのは前々事業年度（前々年）の課税売上高が1億円以下（又は前年の上半期の課税売上が5000万円以下）の場合に限られています。つまり、お客様の前々年の売上が1億円を超えている場合には適用できません。

お客様の売上は確認ができませんから、お客様からインボイスは要らないといわれた場合を除き、10,000円未満でもインボイスの発行をした方が良いでしょう。



確かに、お客様の会社の売上なんてわかりませんよね。  
そうすると、10,000円未満でも発行をしておいた方が良さそうですね。



#### **ポイント！**【10,000円以下の場合のインボイスの発行】

- お客様の前々年の売上が1億円未満の場合には、インボイスの発行不要
- お客様の売上の確認がしづらいため、インボイスは発行したほうが良い

## 12. 消費税の計算の仕組みを詳しく教えて



今まで消費税を支払ったことが無いので、消費税について、計算の仕組みを教えてください。



「消費税の計算方法は3つあります。」

- ① 本則課税
- ② 簡易課税
- ③ 2割特例

この3つの計算方法のうち、原則的な計算方法は「本則課税」で、特例として「簡易課税」と「2割特例」があります。

### ① 本則課税

【計算方法】

「売上にかかる消費税」から「仕入にかかる消費税のうちインボイスのあるもの」（仕入税額控除）を差し引いて消費税を計算する方法です。

#### 【対象】

前々年等（法人の場合には前々事業年度）の課税売上（消費税が課税される売上）が5000万円を超える場合にはこの計算方法になります。また、前々年等の課税売上が5000万円以下の場合であってもこの計算方法を使うのが原則的な取り扱いです。

つまり、**前々年(前々年度)の売上が5000万円超の場合には本則課税**になります。

#### 【特徴】

計算の難易度は高く非常に複雑な計算方法です。ただし、**仕入等が多い場合には消費税を還付する事ができます**。また、この方法を採用している場合には、**仕入や経費等にかかるインボイスの有無によって消費税の金額が変わってきます**。

---

## ② 簡易課税

#### 【計算方法】

「売上にかかる消費税」から「売上にかかる消費税に業種ごとの一定の割合をかけた金額」を控除して納付する消費税を計算する方法です。

#### 【対象】

簡易課税制度は、前々事業年度（前々年）の課税売上が5000万円以下の場合に、届出により選択ができる制度で**事前の届出書の提出が必要**です。また、簡易課税は2年連続で行う必要があります。

#### 【特徴】

簡易課税は、本則課税に比べ、簡単に申告・納付する消費税を計算する事ができます。インボイスの有無によって納付する税額は変わりません。ただし、仕入等が多い場合であっても納付する消費税は減らず、還付を受けることもできません。

---

## ③ 2割特例

#### 【計算方法】

「売上にかかる消費税」から「売上にかかる消費税の80%をかけた金額」を控除して納付する消費税を計算する方法です。

### 【対象】

前々事業年度(前々年)の課税売上が1000万円以下の場合に選択ができる制度で、**事前に届出書の提出は不要**です。また、**適用できる期間も決まっています**。

### 【特徴】

この計算方法は、簡易課税よりもさらに簡単に納付する消費税を計算する事ができます。簡易課税と同じく仕入等にかかるインボイスの有無によって納付する税額は変わりません。また、簡易課税と同じく仕入等が多い場合であっても消費税の還付を受けることはできません。

### 【本則課税・簡易課税・2割特例の比較】

	本則課税 (原則)	簡易課税 (特例)	2割特例 (特例)
売上高の制限	制限なし	前々年の売上が 5000万円以下	前々年の売上が 1000万円以下
消費税の還付	できる	できない	できない
計算の難易度	難しい	簡単	非常に簡単
仕入等にかかる インボイスの収 集	必要	いらない	いらない
インボイスの発 行	できる	できる	できる
事前の届出	不要	必要	不要
適用期間	期限なし	期限なし	令和5年～令和8年

## 13. 簡易課税と2割特例について教えて



消費税の計算方法のうち、簡易課税と2割特例は計算が簡単なのですね。これなら自分でも計算ができそうです。この二つの制度について、詳しく教えてもらえますか？



「簡易課税と2割特例は比較的簡単に申告ができる制度です」

本則課税をすべて理解するのは、難しいですが、簡易課税と2割特例は計算が簡単な制度ですから、もう少し詳しく見ていきます。

#### 【簡易課税】

売上などの収入を第1種～第6種の区分に分けて、消費税計算をします。

第1種から第6種まで「みなし仕入率」というものがそれぞれ設定されており、

すし店の場合は、テイクアウトは第3種（みなし仕入率70%）、店内飲食は第4種（みなし仕入率60%）に該当します。

すし店は店内飲食が多いと考えられるため、簡易課税を使う場合にはおよそ60%を控除し、残りの40%を納税するイメージとなります。ただしテイクアウトが多い場合にはもう少し控除率が高くなります。

#### 【2割特例】

2割特例の場合には、一律80%が控除される制度です。

簡易課税のように売上について、店内飲食とテイクアウトなどを分ける必要はありません。テイクアウト、店内飲食のどれであっても一律80%の控除となります。

2割特例の場合には受け取った消費税の20%を申告・納付するイメージです。

#### 【簡易課税と2割特例の比較】

すし店の場合には、簡易課税の場合には約60%の控除、2割特例では80%の控除となります。どちらも使える場合には、2割特例の方が支払う消費税が少なくなります。

ただし、前々年の売上が1000万円を超える場合には2割特例は適用できません。

#### 【簡易課税と2割特例の控除率の比較】

	簡易課税	2割特例
届出書の提出	必要	必要なし
前々年・前々事業年度の売上	5000万円以下	1000万円以下
第1種（卸売業）	90%	80%
第2種（小売業）	80%	80%
第3種（飲食業のうちテイクアウトなど）	70%	80%
第4種（飲食業のうち店内飲食など）	60%	80%
第5種（サービス業など）	50%	80%
第6種（不動産業）	40%	80%

## 14. インボイスの登録番号について教えて



領収書等にインボイスの登録番号の記載が必要になると思いますが、このインボイス登録番号というのは、法人は法人番号、個人はマイナンバーの番号ですか？



「インボイス登録番号は、法人は「T+法人番号」、個人はマイナンバーではない「T+13桁の番号」です。」

法人の場合には、法人番号は国税庁のウェブサイトで公表され、インボイス登録前でも通知されるインボイス登録番号がわかります。

一方で、個人事業主の場合には、インボイス登録番号はマイナンバーではなく、インボイス登録前にはインボイス登録番号はわかりません。

法人の場合、インボイス登録番号が分かったとしてもインボイス登録番号が通知される前に、インボイス登録番号を使用することはできません。

インボイス登録をしないで領収書等に登録番号として記載した場合には罰則がありますので、ご注意ください。



**ポイント!**

**【インボイスの登録番号】**

- 登録番号は国税庁のウェブサイトで公表されている
- インボイスの登録には、申請書の提出が必要

## 15. インボイスの登録番号はどこで確認できるの？



自分のインボイス番号を忘れてしまった場合や、もらった領収書等のインボイス番号が記載されていなかった場合にインボイス番号の確認はできるの？



「インボイス登録番号は国税庁のウェブサイトで公表されています。」  
国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」でインボイス番号が公開されています。

この「適格請求書発行事業者公表サイト」は、インボイスに記載された登録番号が正しいかどうかを確認するためのものです。

登録番号でのみ検索ができるようになっています。また、国税庁の「法人番号公表サイト」では、法人番号も公表されています。

法人の場合には、インボイス登録番号と法人番号は同じであり、法人番号をインボイス公表サイトで確認することにより、その法人がインボイス登録をしているかどうかの確認もできます。

一方で、個人事業主の場合にはインボイス登録をしているかどうかは、国税庁のウェブサイトでは確認できません。

そのため、個人事業主がインボイス登録をしているかどうかを確認するには、本人に問い合わせをするしかありません。

「適格請求書発行事業者公表サイト」において公表される項目は次の通りです。

#### 【適格請求書発行事業者公表サイトで公表される項目】

(法人)① 登録番号 ② 名称 ③ 登録年月日 ④ 所在地

(個人)① 登録番号 ② 氏名 ③ 登録年月日

※追加で④事務所の所在地、⑤屋号も可能

#### 【適格請求書発行事業者公表サイトの例】

国税庁 インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト

ホーム (登録番号を検索) お知らせ ご利用ガイド ダウンロード Web-API 登録番号とは よくある質問

ホーム > 税理士法人林総合事務所の情報

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。

ページ印刷

### 税理士法人林総合事務所の情報

#### 最新情報

登録番号

**T8010405019981**

※ 設立登記法人など法人番号が指定されている場合は、「法人番号公表サイト」において登録番号の「T」を除いた13桁の番号で検索することができます。

[法人番号公表サイトへ](#)

氏名又は名称

**税理士法人林総合事務所**

登録年月日

**令和5年10月1日**

本店又は主たる事務所の所在地

**東京都港区芝5丁目3番7号三田ステーションビルアミタ9階**

## 16. インボイスにはすべての項目を記載しなければいけないの？



インボイスは、記載項目も多く、すべてを記載するのは大変ですね。レジで発行したレシートにはお客様の名前が入りませんが、これではインボイスになりませんか？また、屋号での発行でもよいですか？



「お客様の名称が省略できる簡易インボイスというものがあります」

簡易インボイスとは、不特定多数の方に商品やサービスの提供を行う事業者（すし店も入ります）が発行できるインボイスで、交付相手の氏名・名称を記載が省略できるものです。

ただし、簡易インボイスで省略できるのは「交付相手の氏名・名称」だけですので、それ以外の項目はすべて記載する必要があります。

簡易インボイスの記載項目は、以下のとおり5の項目が必要です。

### 【簡易インボイスの記載項目】

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称(屋号でも良い)及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜又は税込)及び適用税率
- ⑤ 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)

これらの項目のうち、特に記載漏れが多いものは、①登録番号、④消費税の税率、⑤消費税額になります。これらが漏れている場合、お客様の方で仕入税額控除が認められないケースも考えられるため、記載漏れが無いよう注意しましょう。

また、⑤の消費税の端数処理についても注意が必要です。端数処理は一回のみで、方法は切り上げ・切り捨て・四捨五入、いずれの方法でも構いません。

### 【対策】

記載項目が多いため、レジ等を導入する等、正確に対応できるようにした方が良いでしょう。

レジを導入できない場合には、あらかじめ必要な様式が印刷されている領収書等やゴム印などで記載ミスが無いようにする必要があります。

また、インボイスの発行の注意点は、インボイスを発行する全員が理解をしましょう。

## 17. インボイスの発行時の注意点を教えて



インボイスには、記載する項目が多いので間違えてしまいそうです。  
そのほかに、発行の際の注意点はありますか？



インボイスの発行に際しては、いくつか注意すべきことがあります。

### 【発行の義務】

インボイス登録をした場合には、インボイスを求められた時には発行をしなければなりません。

### 【インボイスは訂正できない】

インボイスは正確なものを発行する必要があります。そのため、間違いがあった場合には、二重線で訂正などはできません。間違いがあった場合には、原則として修正したインボイスを再発行することになります。ただし、例外的に取引先と連絡を取ったうえで、インボイスを修正することは可能です。

### 【交付したインボイスの保存義務】

インボイスを交付した場合には、その控えを保存しておかなければいけません。

### 【不正なインボイスの発行禁止】

金額が不正なインボイスを発行した場合や、インボイス登録を行っていないのに登録番号を記載した領収書の発行もしてはいけません。これらを作成した場合には、罰則（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）が設けられているので注意しましょう。

### ポイント!

#### 【インボイス発行の注意点】

- ① インボイス登録をしている場合、インボイスの交付は義務
- ② インボイスは修正できず、誤りがあった場合には原則再発行
- ③ 交付したインボイスは、その写しを保存しなければならない
- ④ 不正なインボイスを発行した場合やインボイス発行事業者でない方がインボイスを発行した場合には、罰則(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)がある

## 18. インボイスが無くてもよい取引は？



自動販売機などは、インボイスは発行されませんか？  
その場合には、仕入税額控除はできないのですか？



「インボイスが無くても仕入税額控除ができる取引があります。」

自動販売機や公共交通機関の切符など、インボイスの発行されないケースもあり、**例外的にインボイスが無くても仕入税額控除が認められる取引がいくつかあります。**

領収書等が発行されないバス・電車・船舶等の公共交通機関の運賃、自動販売機等については、30,000円（消費税込）未満に限りインボイスが無くても、帳簿に記載することを条件として仕入税額控除ができることとなっています。

また、従業員等に支払った日当等についてもインボイスの発行が難しいことからインボイスが不要とされています。

また、卸売市場において、卸売業者が出荷者から委託を受けて行う生鮮食料品等の販売についても、インボイスの交付義務が免除されています。

### 【インボイスが無くても仕入税額控除ができるもの】



30,000円未満の公共交通機関

30,000円未満の自動販売機

郵便切手



**ポイント!**

【インボイスが不要のもの】(抜粋)

- ① 3万円未満の公共交通機関(バス・鉄道など)による旅客の運送
- ② 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ③ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポスト限る)
- ④ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)など
- ⑤ 卸売市場における卸売業者が委託を受けて行う生鮮食料品の販売など

※上記以外にも古物営業、質屋、宅建建物取引業、リサイクル業の例外規定があります。

## 19. 消費税がかからない取引は？



インボイスが要らないものは他にありませんか？  
消費税がかからない取引もあったと思いますが、  
消費税がかからない取引は、インボイスはどうなるのですか？



「インボイスは消費税がかかるものだけに影響があります」

例えば、消費税がかからない取引はインボイスも関係ありません。

消費税がかからない取引は、

「商品券の売買、給与、住宅用の家賃、土地の売買や貸付、保険が適用される医療費、教育費用、保険料や保険金、補助金、預金の利子、配当金など」で、これらの取引は消費税がかからないため、インボイス制度は関係ありません。

### 【消費税がかからないもの（インボイス制度と関係がないもの）】



商品券



住宅の家賃



土地の売買・賃貸



給与



保険料・保険金



医療費  
(自由診療を除く)

## — 電子帳簿保存法 —



ここからは、令和6年1月1日から始まっている電子帳簿保存法について解説を行っていきます。

電子帳簿保存法もあまり馴染みがなくわかりにくい制度かと思います。インターネットを使用している場合には、影響がある制度かと思われます。電子取引データについて保存することが義務化されました。

### 1. 電子帳簿保存法ってなに？



電子帳簿保存法の話ニュースやテレビでよく聞くのですが、よくわかりません。電子帳簿保存法とは何のことですか？  
自分にはあまり関係がない制度だと思うのですが。



「電子帳簿保存法とは、帳簿（総勘定元帳など）や書類（領収書など）をデータで保存する際に従う法律になります。」

電子帳簿保存法は、以下の3つの規定からできています。

- ① 会計ソフト等を使い作成した会計帳簿等をデータで保存する（**電子帳簿・電子書類**）
- ② 書面で受け取った領収書等をスキャナで読み取りデータで保存する（**スキャナ保存**）
- ③ 電子取引についてデータ保存を行う（**電子取引データの保存**）

この中で話題になっているのは、③の**電子取引データの保存**です。

電子取引データの保存については、多くの方が対応しなければならなくなりました。電子取引データとは領収書や請求書をデータで受け取ったり、データで発行したりすることを言います。

### 2. 領収書や帳簿等の保存義務について



電子帳簿保存法の説明の前に、帳簿や領収書等については保存義務について説明をします。

下記のとおり、領収書等の保存期間は、法人税法・所得税法において決められています。この保存期間は書面でも電子データでも同じとなっています。まずは、それぞれの場合の保存期間を確認しておきましょう。

	法人 (右記以外)	法人 (青色申告 で赤字)	個人 (青色申告)	個人 (白色申告)
領収書・棚卸表 など	7年	10年	7年	5年
請求書・契約書 など	7年	10年	5年	5年
総勘定元帳など	7年	10年	7年	7年

### 3. 電子帳簿保存法は、なぜ話題になっているの？



電子帳簿保存法って、領収書や帳簿などを電子データで保存する場合に  
従うものですよね？

うちは領収書をデータで保存していないので、電子帳簿保存法は関係な  
いんですよね？



「電子帳簿保存法のうち電子取引データの保存は「義務の規定」です。」

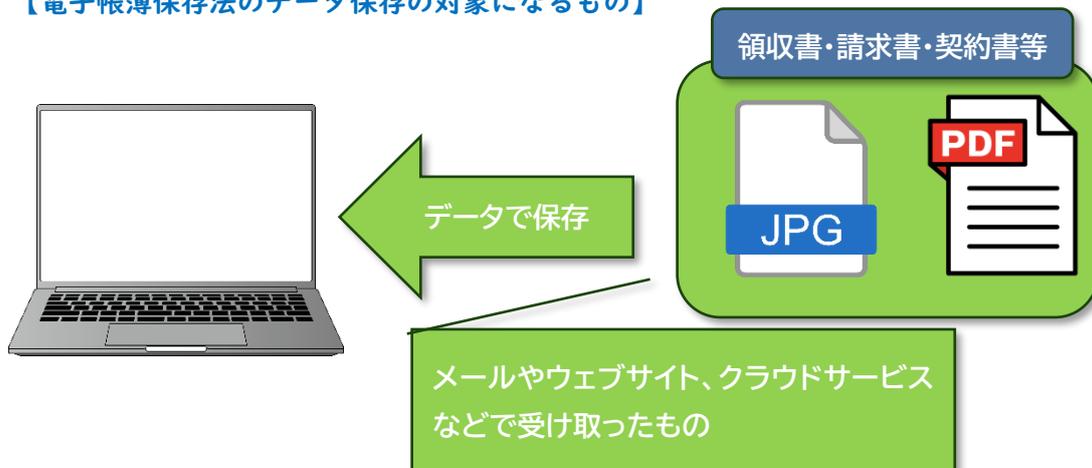
「**電子取引データの保存**」は電子取引を行った場合にはデータで保存をし  
なければならない「**義務**」の規定となっています。

#### 【電子取引とは】

① EDI 取引（請求書・注文書等の電子取引、インターネットバンキングなど）
② 電子メールにより領収書等を PDF ファイル等で送受信する取引
③ ウェブサイトからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDF ファイル等） を收受する取引
④ 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用した取引
⑤ ペーパーレス FAX により PDF ファイル等で領収書等を受け取る取引
⑥ 請求書や領収書等のデータを DVD 等で收受する取引

これらのうち、**インターネットバンキング、ウェブサイト**で領収書等が表示されるものは  
非常に多くの方が利用されると思います。これらの取引がある場合には、電子取引データの  
保存の義務に従う必要がでてきます。

【電子帳簿保存法のデータ保存の対象になるもの】



4. 電子データはどのように保存すればよいの？



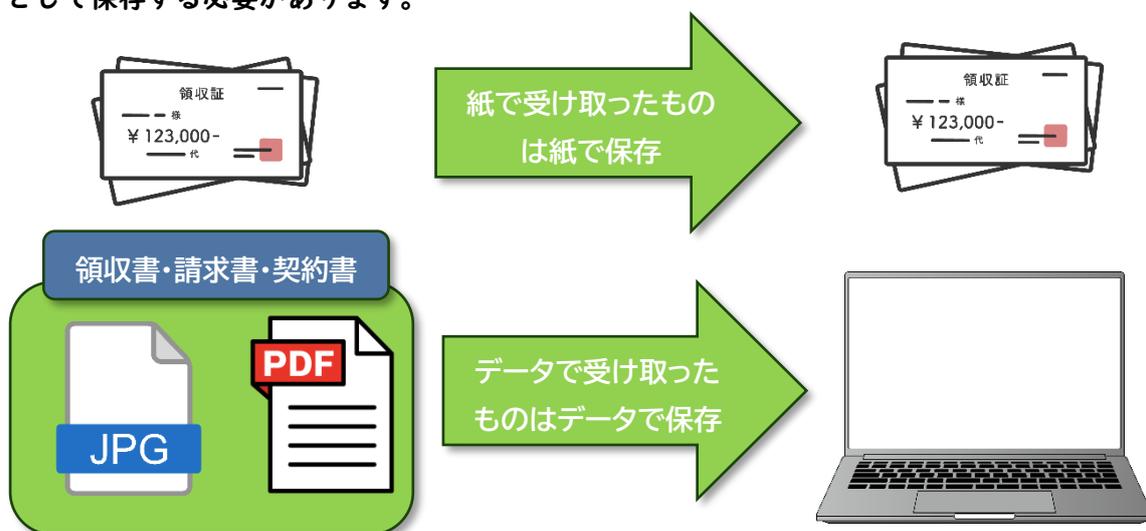
インターネットバンキングを使って支払いをしています。  
インターネットで買い物をしたときに、領収書が画面に表示されるものもあります。これらは電子取引になるのですね。  
どのように保存すれば良いのでしょうか？



「基本的な考え方は、紙で受け取ったものは紙で保存する。データで受け取ったものはデータで保存する」ということです。

紙の領収書はそのまま紙で保存すれば保存義務を満たします。

一方で電子取引データについては、データを印刷して保存しておいただけでは保存義務を満たしません。パソコンやスマホの画面に表示されたインターネットバンキングの振込票や領収書などを「PDF」や「JPEG(JPG)」などのデータとして保存する必要があります。



## 5. 電子取引データは保存だけすればよいの？



電子取引データについて、データで保存する事が必要なのわかりました。データの保存だけをすれば良いのですか？

例えば、ネットで購入した際の領収書について PDF で保存できたので、これをそのまま保存しておけばよいですか？



「電子取引データの保存について、いくつかの要件に従う必要があります。」  
電子取引データの保存で厄介なのは、データで保管しただけはダメなことです。

電子取引データの保存は、原則的には 4 つの要件があります。

### 【電子取引データの保存の 4 つの要件】

① 電子取引については電子データで保存すること（保存要件）
② パソコン・ディスプレイ・プリンタ等を備え付けること（見読要件）
③ 電子取引データが改ざんされないような措置を行うこと（改ざん防止要件）
④ 電子取引データが検索できるような形で保存をすること（検索機能の確保）

つまり、電子取引をした場合には、電子取引データについて**保存**（①）し、電子取引データを確認する事ができるよう**ディスプレイ等を備え付け**（②）、電子取引データが**改ざんされない**ように（③）し、かつ、電子取引データが**検索できる**ように（④）していることが必要です。

このうち、①と②はパソコンに保存する事で対応可能だと思いますが、③「改ざん防止要件」と④「検索機能の確保」への対応が問題になると思います。

## 6. 改ざん防止要件ってなんですか？



説明のあった改ざん防止要件ってなんですか？  
具体的にどのようにすれば良いのでしょうか？



電子取引データについては、改ざんされないよう防止する仕組みを導入するする必要があります。これを「改ざん防止要件」といいます。この要件を満たすには4つの方法のいずれかが必要です。

### 【改ざん防止要件を満たす4つの方法】

① 電子取引データについてタイムスタンプが付された後に授受する
② 電子取引データの授受後、その電子取引データについてタイムスタンプを付す
③ 電子取引データの訂正削除を行った場合に、その記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用
④ 電子取引データの訂正削除の防止に関する「 <b>事務処理規程</b> 」を備え付ける

上記のうち、①～③はタイムスタンプの導入や訂正削除ができないシステムなどの導入が必要になってきます。

一方でコストがかからない方法として、④**事務処理規定を備え付け、この事務処理規定に従って電子取引データの取り扱いを行うこと**があり、電子取引が少ない場合にはこの方法で十分だと思えます。

---

### 【タイムスタンプとは？】

タイムスタンプとはPDFなどのデータに時刻を付け、それ以降改ざんされていないことを証明するシステムです。タイムスタンプを電子取引データに付与することで、その電子取引データが改ざんされていないことを証明することができます。

---

### 【事務処理規定とは？】

事務処理規定とは、電子取引データの訂正や削除に関しての社内における取り決めのことをいいます。この事務処理規定のサンプルが国税庁ウェブサイトにおいて公開されています。

以下は、個人事業主の場合のサンプルになります。国税庁のウェブサイトよりダウンロードし、修正が必要な個所を自社に合わせて修正し、ご使用いただければと思います。

(個人事業者の例)

#### 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

(訂正削除の原則禁止)

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

業務処理上やむを得ない理由(正当な理由がある場合に限る。)によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

※国税庁ウェブサイト 参考資料(各種規程等のサンプル)より

## 7. 検索機能の確保ってなんですか？



電子取引データの保存について、検索機能の確保は、具体的にはどうすれば良いのでしょうか？



「電子取引データの保存において、一番問題なのがこの検索機能の確保になります。」

この検索機能の確保は、簡単に言えば**保存した電子取引データについて、検索ができるようにしておいてください**ということです。

国税庁では、以下のように2つの例が示されています。

### 検索要件を満たすための簡易な方法とは？

専用のシステムを導入していなくても、以下のいずれかの方法で対応することができます。

#### ① 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。  
索引簿のサンプルは、国税庁HPに掲載しています。

#### 【①のイメージ】

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書
50	20241227	55000	国税工務店(株)	領収書

#### ② 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

#### 【②のイメージ】

📄	20240331_110000_(株)霞商店.pdf
📄	20240210_330000_国税工務店(株).msg
📄	20240228_330000_国税工務店(株).pdf
📄	20241217_220000_(株)霞商店.pdf

※ 税務調査の際に職員から電子取引データのダウンロードの求めがあった場合には、その電子取引データについて提出してください。

※国税庁パンフレットより転載

ただし、この2つとも時間と手間がかかる方法です。電子取が多くなってくると対応する事は現実には難しいのではないかと思います。



手間も時間もかかる方法しかないのですか？

検索機能の確保の要件を満たすにはどうすれば良いのでしょうか？



国税庁の紹介する方法は、数が少ない場合には対応ができると思いますが、電子取引の数が多くなってくると難しいと思います。

電子取引の数が多い場合には、「文書管理ソフト」の導入をした方が良いと思います。ただし、検索機能の確保が要らない特例もありますから、こちらも検討をした方が良いでしょう。

## 8. 具体的な対応方法を教えて



電子帳簿保存法ですが、前述のとおり特例があり、4つの要件全てに対応しなくてもよいケースがあります。

この特例について、具体的に説明をします。

### 【データ保存の方法】

電子データの保存方法と要件は、事業者の前々年の売上規模や**税務調査の際に税務職員**のダウンロードの求めに応じるか否か等によって変わってきます。

#### ① 前々年の売上高が 5000 万円以下の場合

##### ①-1 税務調査の際、電子取引データにつき税務職員によるダウンロードに応じる場合

- (1) 電子取引データについて、データとして保存（保存要件）
- (2) ディスプレイ等の備え付け（見読要件）
- (3) データの改ざん防止の措置を行う（改ざん防止要件）
- (4) 電子取引データについて税務職員のダウンロードの求めに応じる

##### ①-2 電子取引データにつき検索機能の確保を行う（原則）

- (1) 電子取引データについて、データとして保存（保存要件）
- (2) ディスプレイ等の備え付け（見読要件）
- (3) データの改ざん防止の措置を行う（改ざん防止要件）
- (4) **検索機能の確保を行う**

## ② 前々年の売上が 5000 万円を超える場合

### ②-1 検索機能の確保を行う場合（原則）

- (1) 電子取引データについて、データとして保存（保存要件）
- (2) ディスプレイ等の備え付け（見読要件）
- (3) 検索機能の確保を行う
- (4) データの改ざん防止措置を行う（改ざん防止要件）

---

### ②-2 出力書面を整理する場合（特例）

- (1) 電子取引データについて、データとして保存（保存要件）
- (2) ディスプレイ等の備え付け（見読要件）
- (3) **出力書面を日付・取引先ごとに整理**
- (4) データの改ざん防止措置を行う（改ざん防止要件）
- (5) **電子データについて税務職員のダウンロードの求めに応じる**

---

### ③ 税務署長がやむを得ないと認める場合

- (1) 電子取引データについて、データとして保存（保存要件）
- (2) 電子データについて税務職員のダウンロードの求めに応じる
- (3) 電子取引データについて印刷しその書面を保存、調査の際には提示

上記 5 つの方法がありますが、③はどうしても対応できない場合の取り扱いとなり、例外的な取り扱いになります。

③を除いた①～③の方法すべてに共通しているのは、下記の 3 つで必須要件と言えます。

1. **電子取引データについてデータとして保存（保存要件）**
2. **ディスプレイ等を備え付けること（見読要件）**
3. **データの改ざん防止措置を行う（改ざん防止措置）**

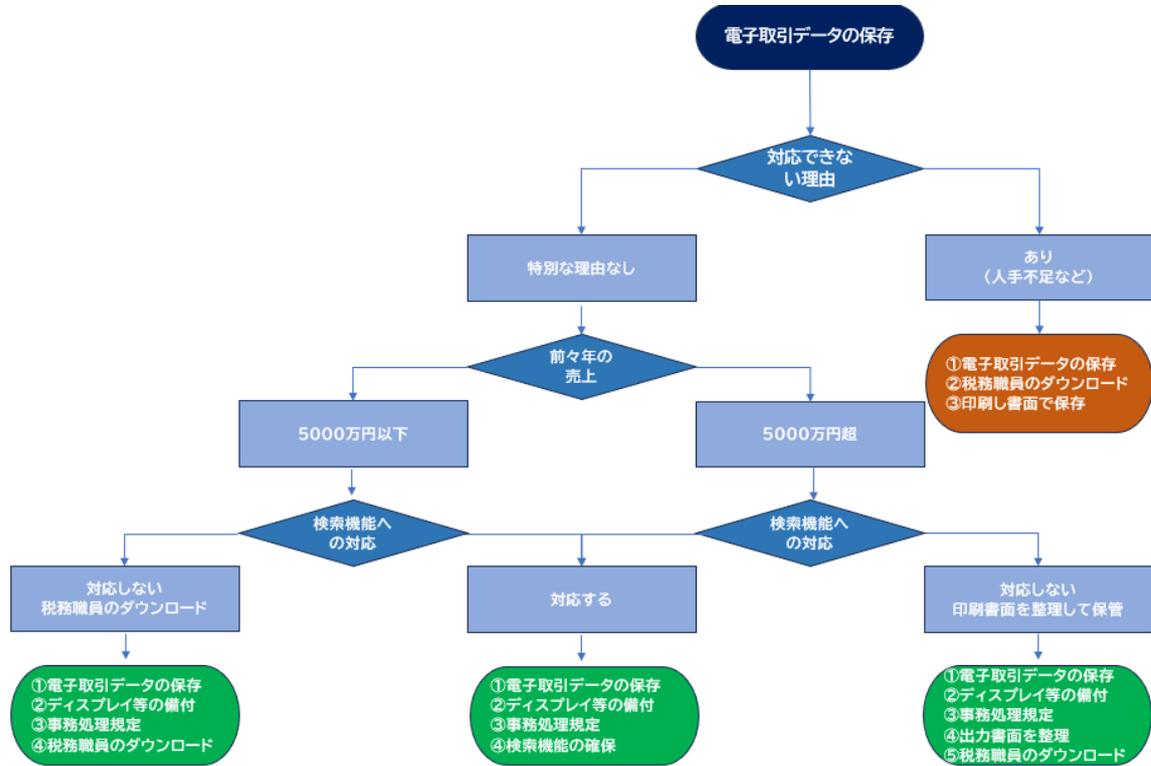
売上が 5000 万円以下の場合には、上記 3 つに加え、

「税務調査において税務職員のダウンロードの求めに応じる」か、  
それとも「検索機能の確保」を行うかになります。

売上が 5000 万円超の場合には、上記 3 つに加え

「電子取引データについて、印刷し整理し、かつ、税務職員のダウンロードの求めに応じる」か、それとも「検索機能の確保」を行うかになります。

## 【電子取引データの保存の対応フローチャート】



## 9. 電子帳簿保存法に対応できない場合には？



電子取引データの保存は大変そうですね。  
これに対応できない場合にはどうなるのですか？



「前述の「③税務署長がやむを得ないと認めた場合」の保存をした方が  
良いでしょう。」

どうしても対応できない場合には、税務調査の際に、人手不足であること  
やシステムの整備が間に合わないなど、対応できない理由を説明しまし  
ょう。

ただし、この場合でも下記の対応は必ず必要になりますので、ご注意ください。

## 【電子帳簿保存法の電子取引データについての最低限必要な対策】

① 電子取引データについて、データとして保存
② 電子取引データについて税務職員のダウンロードの求めに応じる
③ 電子取引データについて印刷しその書面を保存、調査の際には提示

電子取引データの保存について、何も行わない場合には帳簿書類の保存義務を満たさないこととなり、最悪の場合には青色申告の取り消しも考えられます。

青色申告が取り消しになると、税務上様々な優遇措置がなくなってしまいます。

何も対応をしないのではなく、実情に沿った対応を行いましょう。

### 【最後に】

インボイス制度・電子帳簿保存法は分かりにくい制度となっています。

書面の都合上、分かりやすくするため省略・簡略化している法令等もあります。

また、執筆時の法令に準拠していますが、税制改正等の影響により不正確な情報となる場合があることをご承知おきください。

この冊子を参考に二つの制度をご理解いただき、

すし店の方々の今後の発展につながる一助になれば幸いです。

最後までお読みいただき、ありがとうございました。

税理士法人 林総合事務所 税理士・中小企業診断士 根津信之